

令和2年度 磐南浄化センター場内植栽管理業務 特記仕様書

1 適用

この仕様書は、磐南浄化センター場内植栽管理業務委託に適用する。

2 業務の目的

浄化センター場内の美しい景観を保持するため、樹種の特性を考慮しながら樹形を整え、健全な育成を図ることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 植栽管理

ア 高木及び中木の剪定

契約期間内の冬期に1回行う。剪定に当たっては、枯枝除去及び無駄な徒長枝、からみ枝の剪定とし、自然樹形を保つものとする。

イ 中木及び低木の寄せ植え剪定

契約期間内の冬期に1回、生垣状又は植えつぶしに植栽されている中・低木を面的に刈り込むものとする。

ウ 薬剤防除

契約期間内において2回（夏期、冬期）の薬剤防除を行う。

農薬を使用する場合、近隣住民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるため、農薬取締法をはじめとする関係法令を遵守すること。樹種、作物等において良い農薬の種類、使用量、希釈倍率、使用時期、使用回数等が決められているため、以下の点に注意するとともに、使用する農薬ラベルを必ず確認するなど慎重な取り扱いをすること。

(ア) 成分、使用方法が明示しており、安全性の高い農薬である

(イ) 樹木や芝生に適用される農薬である

(ウ) 防除しようとする病害虫に最も適した農薬である

(エ) 保全しようとする植物への薬害にも注意する

エ 施肥

契約期間内に1回行う。施肥方法は、各樹木の特性に応じて最も効果が期待できる方法とする。

4 業務方法

受注者は、契約書記載の業務委託の契約に関し、業務委託一般仕様書、特記仕様書、設計図書に従い、業務を履行しなければならない。

設計図書において明記のない場合は、監督職員と協議の上、業務を履行しなければならない。

5 業務執行の留意事項

- (1) 業務実施日時は、監督職員との協議により決定すること。
- (2) 業務において、建物や機械器具等を損傷した場合は、受注者の責任において、監督職員と協議の上、速やかに補修すること。
- (3) 業務実施においては、作業範囲を明確にし、十分な安全対策を施すこと。作業中の通行禁止範囲には、「立入禁止」等の表示を徹底すること。
- (4) 作業に当たっては、監督職員と十分に打合せを行い、事前に計画書を提出すること。
- (5) 切り取った樹木や寄せ植えの枝葉の処分先は監督職員の指示に従うこと。運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従わなければならない。
- (6) 業務完了後、完了届、実施報告書（写真添付）を提出すること。